

令和7年度秦野市指定管理者に対する労働条件審査の結果について

■ 対象施設:名水はだの富士見の湯

【指定管理者名：日本メックス株式会社】

指定管理者の下で働く従業員等の労働条件が、市民サービスの向上に向けて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理・運営業務に責任の担える状況にあるかどうかを確認するため、労働条件審査を実施しました。

■ 調査者:神奈川県社会保険労務士会

■ 主な調査内容

書類審査

- 就業規則の絶対的記載事項が法令に即した内容になっているか、また、届出が適正に行われているか。法定基準に準拠又はそれを上回る労働条件が設定されているか。
- 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）が法令に即した内容になっているか。
- 労働条件通知書・賃金台帳・出勤簿・労働者名簿の記載項目及び内容が、法令に即した内容になっているか。
- 賃金控除協定の締結は行われているか。
- 個別の契約条件と就業規則に整合性があるか。
- 雇用保険・社会保険の加入状況及び手続の時期が適正か、また、社会保険標準報酬に誤りがないか。

訪問調査

- 指定事業所を訪問し、書類審査における疑義とその他の事項についての適法性を確認しました。

ヒアリング調査

- 従業員に対して、職場環境や労働条件についての満足度調査を行いました。

令和7年度秦野市指定管理者に対する労働条件審査の結果について

■ 対象施設: 名水はだの富士見の湯

構成企業名（指定管理者名）	主な指摘事項	改善内容
日本メックス株式会社	<p>遅番の終業時間が22時15分となっており、労働安全衛生法の基準上、深夜業に従事する労働者とみられる従業員がいるため年2回の健康診断が必要になる可能性がある。</p> <p>(補足) 労働安全衛生法上では、22時から5時までの深夜業に従事する労働者に対し、6か月に1回の健康診断を実施する義務がある。</p>	<p>一般スタッフの遅番終業時間を22時までに変更し、22時15分までの遅番業務については、責任者と事務所担当者が実施する体制へと移行する。</p> <p>深夜業に従事する社員については、労働安全衛生法に基づき、6か月ごとに1度の健康診断を受診させ、徹底した健康管理を行う。</p>

【総括】

審査の結果、指定管理者において軽微な改善事項が確認されたものの、著しい労働関係法令の違反は見受けられず、概ね適正な管理がなされており、良好な労働環境であることが推察されます。なお、指摘事項については、改善予定又は改善済みであることを確認しています。